

出席停止のお知らせ

お子さんは、インフルエンザにかかっており、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。平成24年4月1日より出席停止期間が下記の通り変更になりましたのでお知らせいたします。登校の際は、下記の出席停止解除願いを提出して下さい。

改正前

『解熱後2日を経過するまで』



改正後

『発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日
(幼児にあっては3日)を経過するまで』

*なお、発症した日は0日とし、翌日が発症後1日目となります。

出席停止解除願い

豊見城市立長嶺中学校
校長 上江田 敏博 殿

年 組 氏名

- 1 受診した医療機関名 ()
- 2 診断名 (インフルエンザA ・ インフルエンザB)
- 3 体温の経過

経過	月 日 等	体 温
発症日0日目：発症日当日	月 日 時 分	度 分
発症後1日目：発症日翌日	月 日 時 分	度 分
発症後2日目	月 日 時 分	度 分
発症後3日目	月 日 時 分	度 分
発症後4日目	月 日 時 分	度 分
発症後5日目	月 日 時 分	度 分
発症後6日目 *発症後3日 までに解熱していれば登校可能	月 日 時 分	度 分
発症後7日目 *発症後4日 までに解熱していれば登校可能	月 日 時 分	度 分
発症後8日目 *発症後5日 までに解熱していれば登校可能	月 日 時 分	度 分

上記の通り、出席停止期間を経過しましたので出席停止の解除をお願いします。

令和 年 月 日 保護者氏名 印

インフルエンザ出席停止期間早見表

平成24年4月より学校保健安全法施行規則の一部改訂により、インフルエンザの出席停止期間が「発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」となりました。

最低基準	発症した後5日を経過	発症日(0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症した後5日を経過した後		
 Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Bくん	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
 Eくん	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じて延期されていきます。

出席停止期間中はしっかりお家で休みましょう。
元気になって、学校に登校するときには「出席停止解除届出願い」を持って登校して下さい。

